

議事要旨(6) 企業結合会計基準等について

冒頭、新井副委員長より、2013年9月13日に公表した改正企業会計基準第21号に関連する会計基準等について、当財団のホームページに掲載している会計基準等の本文と新旧対照表との不整合が判明して網羅的に再検証を行った結果、複数の字句等の誤りが発見されたという報告がなされた。まず、この点について謝罪が行われた後、今回のような会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではない字句等の誤りを直す場合の対応方法を設けることとしたい旨の説明があり、引き続き、紙谷総括担当ディレクターより説明資料[審議事項(6)-1から(6)-11]に基づき、今後の対応方法案とともに訂正内容に関して詳細な説明が行われた。

説明に対する委員等からの主な意見及びそれに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - IASB においても、このような字句等の誤りは correction としてホームページに掲載されているようであり、また、今回は訂正の件数も多いため、今回の対応については同意する。ただし、今後件数の少ない字句等の誤りが判明した場合、あえて審議するほどでもない軽微な訂正であることもあり得るのではないかと。

また、あるオブザーバーより、次の意見があった。

- 今回は件数が多いため、今回の対応で良いと思うが、例えば、読点の追加程度のものみの訂正の場合は、ここまでしなくても良いのではないかと。

これらに対して、事務局からは、会計基準等の訂正であるため、原則的として委員会において説明をしたうえで訂正を行うべきものと考えているが、常識の範囲内で対応したい旨のコメントがあった。

- ある委員より、公表文にお詫びの文章を追加してはどうかという意見があった。

これに対して、事務局からは、御指摘も踏まえてどのように対応するか検討したい旨のコメントがあった。

審議の結果、今後の対応としては、従来の「公表された会計基準等の修正の対応方法について」を改正し、「会計基準等の訂正」への対応を盛り込む形で「公表された会計基準等の修正及び訂正の対応方法について」を公表することが了承されるとともに、改正企業会計基準第 21 号に関連する会計基準等の訂正内容及び訂正後の会計基準等を公表することが了承された。

以 上